

令和8年3月14日
地 域 福 祉 課

次期地域福祉計画における 区支え合いのまち推進協議会について



1. はじめに

(1) 地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定により、次に掲げる事項を一体的に定める計画

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすため、地域住民、関係団体、行政等が連携して地域生活課題の解決に取り組み、地域の実情に応じた支え合いのまちの実現を目指す。

地域福祉の推進

1. はじめに

（２）区支え合いのまち推進協議会（以下「推進協」）とは

地域福祉計画の円滑な実施を図るため、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体、社会福祉事業者、大学など地域で活動されている様々な主体により構成されている。

目的	各区支え合いのまち推進計画を地域住民が自主性と主体性を持ち、積極的に実践するにあたり必要な環境づくりを推進。
役割	・ 支え合いのまち推進計画に関する取組成果等の共有、意見交換 ・ 支え合いのまち推進計画に関する広報 ・ 地域福祉の活動団体間の情報交換及び連絡調整 ・ 地域福祉専門分科会（以下「分科会」とする。）への報告 ・ 行政機関や市社会福祉協議会との連絡調整
根拠	各区支え合いのまち推進協議会設置要綱

2. 第6期地域福祉計画について

(1) 策定趣旨

第5期地域福祉計画が令和8年度に計画期間を満了するため、令和9年度からスタートする「第6期地域福祉計画」（計画期間：令和9～14年度）を策定する。

策定にあたっては、地域福祉を取り巻く環境の変化（社会情勢、社会福祉法の改正など）や地域生活課題の状況、第5期地域福祉計画の進捗状況などに留意するとともに、主に以下の見直しを行う。

(2) 主な変更内容（推進協に関するもの）

項目	第5期計画	課題	次期計画
地域の取組の推進主体	地区部会	・担い手の高齢化や担い手不足	地区部会に加え、 <u>地域で活動する様々な主体の参画を促す</u>
計画の構成	「区計画（地域の取組）」と「市計画（市の取組）」で構成	・市の取組と地域の取組の関連が分かりにくい	「地域の取組」を <u>区ごとではなく全体でまとめ</u> 、市・社協の取組との関連性を明示（区計画を作成しない）
評価（地域の取組）	地区部会を中心に各取組項目を自己評価（4段階の定性評価）	・評価基準や方法が不明瞭 ・地域の取組を定性評価することの是非	評価方法（4段階の定性評価）の見直し <u>★各区推進協の意見を踏まえて決定</u>

(3) 推進協の役割

これまで同様、好事例の展開や地域団体間の連携を図るため、地区部会をはじめ地域団体が実施する地域生活課題の解決に向けた取組などを共有し、地域づくりについて話し合う場とする。

3. ご意見いただきたい事項

(1) 共通的な地域の取組

「区計画」の代わりに、各区で共通的に実施している取組を「共通的な地域の取組」として掲載する。
第5期地域福祉計画における各区計画の取組を踏まえて作成した案について、確認いただきたい。

☆地域活動の担い手に関すること

- 福祉教育の推進
- ボランティア活動の推進
- 高齢者や障害者の社会参加

☆地域での支え合い・助け合いに関すること

- 居場所・仲間づくり
- 支え合い活動の体制づくり
- 地域での見守り体制

☆地域活動の活性化に関すること

- 健康づくり
- 地域の機関・団体等との連携
- 地域での交流機会の創出
- 地域活動情報の収集・発信

☆地域の安全・安心に関すること

- 防犯・安全対策
- 防災対策

3. ご意見いただきたい事項

(2) 地域の取組の評価方法

第6期地域福祉計画では、分科会に総括表のみを報告いただくこととし、報告内容を簡素化することを検討している（総括表の内容も見直し、地域の取組み状況に加え、推進協の様子などより詳細な内容を報告いただくことを検討。）。

一方、地域において取組の推進を図るためには、4段階の定性評価や各取組状況の把握が必要とのご意見もあるため、各区推進協のご意見を踏まえて対応を検討する。

＜参考：第5期地域福祉計画における評価方法＞

- 地区部会エリアごとに重点取組項目について、年度ごとの①目標又は予定、②実績、③達成状況（4段階の定性評価）、④次年度の目標又は予定、⑤今後の課題と方針の作成を依頼（個票を作成）
- 個票をもとに、推進協事務局において総括表を作成し、推進協で共有のうえ、市に報告。

メリット	デメリット
・ 地域の取組状況を詳細に確認することができる（個票作成が振り返りのきっかけになるとともに、他の地域における取組状況の把握が容易。）。 ・ 実施主体における達成状況の評価を把握できる。	・ 個票作成に係る負担が大きい。 ・ 自己評価のため、評価基準がなく比較が困難（一律の評価基準の設定は困難と考える。）。 ・ 地域の自主的な取組に対して、市が評価を義務付けることの妥当性。